

琉球大学学術リポジトリ

言語的人権としての二言語教育 – カリフォルニア州のProposition 227について

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-12-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石原, 昌英, Ishihara, Masahide メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002002298

言語的人権としての二言語教育 カリフォルニア州のProposition 227について

石原 昌英

1. はじめに

米国では、1980年代より英語を連邦政府や州政府の公用語と制定し、英語以外の言語の使用を制限しようとする運動が行われてきた。英語第一主義 (English Only) として知られるこの運動の目的の一つに二言語教育の廃止がある。しかし、この運動に異議をとる者も多く、アメリカ言語学会等はこの運動が言語を正しく認識したうえでの議論に基づくものではなく、しかも言語的人権 (Linguistic Human Rights) を侵害するとして英語を公用語とすることに反対している。

朝日新聞 (1998年6月1日夕刊) によると、カリフォルニア州の幼稚園から高校までの児童生徒数は約560万人で、その25%の140万人が英語の能力に問題があるとされる。この中の約45万人の児童生徒が二言語教育を受けている。このような状況で、今年 (1998年) の6月に二言語教育に関して重大な転機があった。6月2日に行われたカリフォルニア州の住民投票により、同州での公立学校における二言語教育の廃止が決まったのである。

本稿では、この二言語教育の廃止は、言語的人権を侵害するものであり、1974年の連邦最高裁判決 (Lau v. Nichols) に逆行するものであることを論ずる。本論では、最初に問題のProposition 227に関してその目的・背景等を説明する。次に、言語的人権に言及しながら、Proposition 227で要求されたように二言語教育の廃止するのではなく、拡充すべきであると議論する。

2. カリフォルニア州のProposition 227

カリフォルニアのシリコンバレーで会社を営んでいるRon Unzと小学校教員のGloria Matta Tuchmanが中心となって設立した English for the Children という団体は Unz 構想として知られる運動を推し進めた。この団体

が提案した住民投票にかける条例案（Proposition 227）はカリフォルニア州の公立学校で実施されている二言語教育をすべて廃止することを目的としていた。団体名が示すように、彼らは子供が小学校に入学した直後から英語を教えるべきであると主張した。英語を母語としない子供たち、言い換えると英語能力に問題がある子供たちについては一年（実質180日間）の“sheltered (English) immersion”クラス（英語による集中英語クラス）に編入して英語を習得させるとしている。ここで言う“sheltered immersion”とは英語以外の言語を母語とする言語的少数者の子供たちにその母語を用いることなく多数派の言語である英語で教育を行うことである。

この構想を支持する側も反対する側も様々なキャンペーンを展開して、それぞれ支持者の拡大に努力した。支持する側は英語を母語としない人たちの早急な「アメリカ社会への同化」を訴え、反対する人たちは多民族社会の米国における多文化主義の精神の維持を訴えた。投票の結果は69%対31%で、Unz構想が受け入れられ、二言語教育の廃止が決まった。

2.1 二言語教育廃止要求の理由

English for the Children は彼らの提案した条例案に賛成票を投じ、二言語教育を廃止する理由としていくつかあげている。今回の住民投票に向けてカリフォルニア州が発行した公式パンフレットには次の理由があげられている。

(1) 1970年代に“the best of intentions”をもって普及し始めた二言語教育は特別な成果をあげることなしに失敗している。(2) 現行のシステムでは子供たちは英語の読み書きを学んでいない。昨年（1997年）はカリフォルニアの英語能力に問題のある子供たちのうち、“mainstream”の言い換えると“English-only”の、クラスに移り英語で教育を受けるだけの能力を身につけたわずか6.7%にすぎない。(3) 英語を母語としない子供たちにとって、二言語教育は実質的には四～七年間の Spanish-Only の一言語教育である。(4) ラテン系移民の子供たちは二言語教育の被害者である。ラテン系移民の子供たちは移民の中で試験の成績が最も悪くて中途退学（dropout）率が最も高い。(5) カリフォルニアの公立学校（小・中・高）では140もの言語がはなされているが、これらの言語を母語とする子供たちすべてに英語を教える前に母語を教えることは教

育的にまた財政的に不可能である。

後で述べるようにこれらの主張の一部には誤りがあるが、投票者の過半数がこれらの主張を是認したことになる。次節ではこの投票で確定した二言語教育の廃止の問題点と English for the Children の主な主張が誤りであることを議論する。

3. Proposition 227への反論

二言語教育がなぜ重要であるのかを説明するためには、言語的人権と言語とアイデンティティの問題に言及する必要があるので、この節ではまずこの二つについて簡単に述べて、この観点から English for the Children の主な主張への反論を行う。

3.1 言語的人権とは

Phillipson and Skutnabb-Kangas(1995:p2) によると言語的人権は個人としての権利と集団としての権利に分けることができる。前者には、私的・公的な場で母語を話す権利、母語を学習する権利、母語で教育を受ける権利、自分で選んだ言語（母語を含む）を話す権利等が含まれる。一方、後者には、自分たちの言語（少数言語）を話す権利（マイノリティとして存在する権利そして他の集団と異なるという権利）、自分たちの言語を教える権利、自分たちの言語で教育する権利、自分たちの言語を維持する権利等が含まれる。また、言語的人権について、イ・ヨンスク（沖縄タイムス、1998年9月26日）は『母語を話すこと、さらには母語の言語能力を十全に育成することは人間の基本的人権のひとつである』と述べている。

さらに、United Nations Declaration on the Rights of Persons belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities には次のように謳われている。

(1)

Article 2

1. Persons belonging to national or ethnic, religious and linguistic minorities (hereinafter referred to as persons

belonging to minorities) have the right to enjoy their own culture, ...and to use their own language, in private and in public, freely and without interference or any form of discrimination.

Article 4

2. States should take appropriate measures so that, wherever possible, persons belonging to minorities have adequate opportunities to learn their mother tongue or to have instruction in their mother tongue.

(Skutnabb-Kangas and Phillipson (1995:pp378-381))

この宣言に明記されているのは、言語的少数者にとり自分の母語を話すことは権利であり、国家は言語的少数者が自分の母語を学習し、その言語で教育を受けるための方策を講じないといけないということである。このような観点から見ると、米国において、英語以外の言語を母語とする人たちが自分たちに母語を話すことは権利として認められることになる。また、米国における二言語教育の目的が何であれ、その言語的少数者が自分たちの母語で教育を受けることも権利であると言える。

ところが、米国では言語的少数者が英語以外の言語を母語として話すことは権利であるとは理解されてこなかった。また、憲法と言語的人権の問題に関して、J. Weinstein (1990)は次のように述べている。 “[T]here is no constitutional right to general bilingual education in public schools” (p. 276). 言い換えると、合衆国憲法では二言語教育を権利としては認めていないと言うことである。しかし、彼は次のようにも論じている。

(2)

Given the intimate connection between language and culture, laws aimed at language can oftentimes be just hidden ways of trying to discriminate against people on the basis of race or ethnicity. Thus, a law that is intended to discriminate on the basis of race or ethnicity would be unconstitutional,

even though the law on its face refers to language, not to racial or ethnic groups as such. (pp. 274-275)

つまり、言語と文化は密接な関係にあるので、言語に関する法律が結果としてその言語を母語とする特定の人種や特定の民族を差別することもありえる。そのような差別が実際に起これば、その法律は憲法に違反するということになる。この見地で proposition 227 を検証すると、後で論じるようにこの条例が結果として英語を母語としない人たちを差別することになるので憲法違反になる可能性が高い。

言語的人権が盛んに叫ばれるようになったのは今世紀の後半になってからであるが、ここで言語的人権がなぜ重要視されるのかを述べなければいけない。主な理由は言語と個人や民族のアイデンティティの問題である。井出祥子（1992）によると「人間は言語を媒体として、自己のアイデンティティを確立し、自己のアイデンティティを認識し、また自己のアイデンティティを表現する。」また、イ・ヨンスク（沖縄タイムス、1998年9月26日朝刊）は「母語は話し手の感情、思考、経験、さらには人格やアイデンティティの源となることばである」と述べている。つまり、人間が自分が何者であるのかを問うときに、言語が重要な根拠となるのである。

ところが、Hernández-Chávez (1995) や石原 (1998) で指摘されているように、米国では建国以前から先住民やその他の少数派の言語を奪い取るにより、かれらの文化的・民族的アイデンティティを失わせて、白人多数派の言語（英語）と文化に同化させてきたのである。1950年代から1970年代にかけての公民権運動の影響で米国内の民族的少数派が自分たちのアイデンティティを追求するようになり、それに伴って母語を話すことの意義が言語的人権として再認識されるようになったのである。

3.2 Lau v. Nichols

1974年1月の Lau v. Nichols として知られる連邦最高裁判決は、1954年の Brown v. Board of Education と並び教育に関する最も重要な司法判断（連邦最高裁判決）の一つとされる。後者は教育におけるアフリカ系アメリカ

人の子供たちに対する差別 (school segregation) の撤廃をもたらしたが、アフリカ系アメリカ人の子供も白人の子供と同質な教育を受ける権利があり、それが保障されなければならないと明言した。一方、前者は英語を母語としない子供たちも英語を母語とする子供たちと同じように「公教育に参加する意味のある機会」を享受する権利があり、それが保障されなければならないと明言した。

1960年代からカリフォルニアを中心に中国系の移民が急増したが、中国系移民の子供たちの急増に対処する教育的方策は採られなかった。Wang (1995) によると、1970年当時サンフランシスコ市を中心とした統一学区(SFUSD) では2,856名の中国系移民の子供たちが授業で使われる英語に関して特別な配慮を必要としていた。言い換えると、この子供たちには授業に充分についていけないだけの英語能力がなかった。そのうち、1,066名には何らかの配慮がなされ、623名についてはパートタイムの学習支援があり、433名についてはフルタイムの学習支援があった。しかし、この1,066名のうち、彼らの母語である中国語と英語の二ヶ国語を話す二言語話者の教員に教わったのはわずか260名であった。英語に関して特別な配慮を必要とする中国系移民の子供たち2,856名のうち1,790名については何の配慮もなされなかった。つまり、子供たちは母語である中国語での授業がなかったため、英語を十分に理解できないのに英語による授業を受けさせられていたのである。

英語以外の言語を母語とする子供たちの教育に関して1968年に二言語教育法 (Bilingual Education Act、一般には Title VII として知られる) が連邦法規として制定された。この法律によると、英語以外の言語を母語とする子供たちが十分な英語能力を身につけて英語で授業が受けられるようになるまでは、子供たちの母語で教育を行い、子供たちの知的発達を維持しなければならない (垣田直巳編 (1981) を参照)。ところが、サンフランシスコ統一学区の英語能力が不十分な中国系移民の子供たちは、この法律が施行されているにも関わらず、自分たちの母語である中国語での教育を受けることができなかったのである。

このような状況で Kinney Kinmon Lau と12名の生徒が1970年3月に3,000名近い中国語を母語とする児童生徒を代表してサンフランシスコ教育委員会委員長の Alan Nichols を連邦裁判所に訴え、状況の早急な改善を求めた。この

裁判は連邦最高裁判所まで上告され、1974年の1月21日に判決が下された。連邦最高裁は、サンフランシスコ統一学区が英語を母語としない中国系移民の子供たちに特別な教育的配慮を行わないことは「公教育に参加する意味のある機会」を与えないことになり、1964年の公民権法に従って連邦政府 (Secretary of Health, Education, and Welfare) が発令した法規や指針に違反していると、満場一致で生徒たちの訴えを認めた (Wang (1995:58) を参照)。

この判決では同じ施設、教科書、教員、そしてカリキュラムをそろえるだけでは英語を母語とする子供たちと英語以外の言語を母語とする子供たちに同質の教育を授けることはできないと明言している。これに関する判決文の部分は次の通りである。

(3)

[T] here is no equality of treatment merely by providing students with the same facilities, textbooks, teachers, and curriculum; for students who do not understand English are effectively foreclosed from any meaningful education.

Wang (1995:58) より引用

この判決が明言していることは、「英語を母語とする子供たちもそうでない子供たちも等しく自分が理解できる言語 (母語・第一言語) で授業を受けることができるようにしなければならない」ということである。この判決は英語を母語としない児童生徒が多数存在する地域の教育政策に重大な影響を与え、全米に二言語教育が普及していった。English for the Children が言語的マイノリティの母語で教育を行う二言語教育が1970年代に始まったとするのはこのためである。しかしながら、英語以外の言語を母語とする子供たちに母語による教育を授けることは建国以前から行われていたことである (Baron (1990) 等を参照)。

3.3 Proposition 227の問題点

前の二節では (実質的な) 公用語、米国においては英語、を母語としない子

供たちにとって、自らの母語で教育を受けることの重要性について述べたが、ここではその点に着目して Proposition 227 を検討し、English for the Children の主張に対する反論を述べる。

まず、公立学校におけるすべての二言語教育を廃止するという言語教育政策に関して言えば、英語を母語としない子供たちが小学校に入学すると母語による教育は受けられないので、そのような子供たちの母語で教育を受ける権利が侵害されることになる。次に、“sheltered English immersion” は英語を通して英語を学ぶプログラムで、英語を母語としない子供が短期間（180日）で授業についていけるだけの英語を習得できるか疑問がある。1995年11月に採択された全米児童教育協会（National Association for the Education of Young Children）の声明には第二言語の習得が簡単ではないことが述べられている。声明文は Cummins（1981）や Collier（1989）に言及して、（英語を母語としない）子供達が第二言語（英語）を口語的にマスターするのに二～三年を必要とするが、読み書きを通して学習内容が理解できるだけの英語能力を達成するには四年以上の期間が必要であると指摘している。この指摘が示唆するものは、英語以外の言語を母語とする子供たちが180日という短期間で十分な読み書き能力を身に付けることは非常に困難であるということである。

また、180日間の“sheltered English immersion”を修了した児童生徒が英語以外の科目を英語で習うとき、英語を母語とする同級生と同じように理解できるか疑問がある。Williams and Snipper（1990）は、immersion programを経験した英語を母語としない子供たちの学習能力が英語を母語とする子供達に比べて劣っていると指摘している。この指摘が妥当だとすると、英語以外の言語を母語とする子供たちが意味のある教育（meaningful education）が受けられるのか疑問がある。Lau v. Nichols に関する最高裁判決は、英語を母語とする子供たちと英語以外の言語を母語とする子供たちが同じように授業内容が理解できるような教育が行われなければならないと言っている。したがって、英語を母語とする子供たちとそうでない子供たちの間に不平等があるとすると、それはこの最高裁判決の趣旨に逆行することになる。

次に、二言語教育が失敗しているという主張であるが、これは事実と反するようである。ヒスパニックの子供たちの中途退学率が高く、成績が悪いのも二

言語教育のせいで、子供たちに最大の被害者であるという指摘も誤りである。Greene (1998)、Crawford (1997)、Lucas (1993)等によると、二言語教育を受けている英語以外の言語を母語とする子供たちは、母語の習得を通して形成した能力を活用し、英語の授業を受けるようになるまでには英語を母語とする子供たちと互角の学習能力を身につけるようである。英語を母語としない子供たちのほとんどが英語しか話せないのに対し、英語以外の言語を母語とする子供たちは二言語教育の恩恵をうけて母語に加えて英語も話せるようになるのである。また、数学や社会の科目も母語を通して学んだ方が理解が深まるのは当然である。このようにしてみると、二言語教育は英語の習得と言う観点からみれば、読み書きを通して学習内容が理解できるだけの英語能力を達成するには四年以上の期間が必要であると指摘されているように、短期間で効果があがるものではない。しかし、子供たちは英語以外の科目も学習し、二言語教育がその目的を達成するのに効果的であるという調査結果が出ているのであれば、ヒスパニックの子供たちが二言語教育の被害者であるという指摘は妥当ではない。

また、immersion program の目的が English Only への移行にあるので、英語以外の言語を母語とする子供たちは英語の授業を受けるようになると、学校教育を通して母語を学ぶ機会が失われてしまう。このことが何を意味するのかというと、英語以外の言語を母語とする人たちにとって自分たちの言語を維持する権利が侵害されるということになる。一方、英語を母語とする多数派・主流派の人たちは自分たちの母語を維持することができる。母語の維持という集団としての言語的人権の享受に差があるのは明らかに不平等である。

次に、二言語教育のせいでヒスパニックの子供たちの中途退学率が高いと指摘されているが、Krashen (1998)によるとこの指摘は妥当ではない。中途退学率は16～24歳の若者が高校を卒業したかどうかで計算されるようであるが、1994～1995学年度においてヒスパニックの中途退学率は30%とされる。しかし、この数字は、経済的理由などのため最初から高校に進学しなかった者も含んでいる。このような若者を除外すると実際の中途退学率は20%である。これは他の白人やアフリカ系アメリカ人に比べると高いと言えるが、問題はここ中途退学率が二言語教育の結果もたらされたものであるかどうかということである。

Krashen によると、二言語教育は中途退学率を高めるのではなく、むしろ

就学率を高めることに寄与している。子供たちが母語で教育を受けることにより、授業内容が理解できれば学校が楽しくなるので就学率が高くなることは当然である。一方、母語ではない英語で教育を受け、授業内容の理解ができなければ、卒業を待たずに途中で退学するのも予測できることである。

Krashen は Rumbaut (1995)に言及して、ヒスパニックの子供で二言語教育を受けているのは少数であり、しかも、そのような子供たちは成績もよく二言語教育を受けていない児童生徒、言い換えると英語で教育を受けている子供たちに比べて中途退学率は低いと指摘している。このことから、二言語教育を受けるヒスパニック系の子供たちの数が増えると中途退学率が下がるであろうことが予想されるのである。

また、親の経済力や学校教育に対する期待や態度も子供の就学に影響をあてえる。Krashen によると、このような要素を勘案して中途退学率を計算し直すとヒスパニック系の子供たちの中途退学率は他の子供たちに比べて高くはないようである。ここで言えることは、二言語教育そのものは中途退学率に影響を与えていないということである。

また、前述のように二言語教育は英語以外の言語を母語とする子供たちに教育的に好ましい影響を与え、しかも就学率を高めるのに貢献している。こうして見ると、米国における言語的少数者が母語を維持し、同時に（米国の実質的な）英語を習得していくことを保障するのは二言語教育であるので、二言語教育は廃止されるべきではない。

4. まとめ

住民投票により Proposition 227 が受け入れられて、二言語教育の廃止が決定された。その結果、英語を母語としない子供たちは、わずか 180 日間の immersion program による英語教育を受けて、英語を母語とする子供たちと机を並べて勉強することになる。前節で述べたように、このような子供たちに対する教育が1960年代に逆戻りすることが予想される。それを避けて、最大数の子供たちが意味のある教育を受けられるようにするには二言語教育が復活されるべきである。英語以外の言語を母語とする言語的少数者の言語的人権を保障するためには母語による教育を行う二言語教育が不可欠である。

参考文献

- Baron, Dennis (1990) *The English-Only Question*. New Haven: Yale University Press.
- Collier, V. (1989) "How Long: A Synthesis of Research on Academic Achievement in Second Language", *TESOL Quarterly* 23:509-531.
- Crawford, James (1997) "Best Evidence: Research Foundations of the Biligual Education Act." ms.
- _____ (1998) "Language Politics in the U.S.A.: The Paradox of Bilingual Education." ms.
- Cummins, Jim (1981) "The role of primary language development in promoting educational successes for language minority student," M.Ortiz, D. Parker, and F. Tempes, eds. *Schooling and Language Minority Students: A Theoretical Framework*. pp.3~49. Office of Bilingual Bicultural Education, California State Department of Education.
- Greene, Jay P. (1998) "A Meta-Analysis of the Effectiveness of Bilingual Education," ms. University of Texas, Austin.
- Hernández-Chávez, Eduardo (1995) "Language Policy in the United States: A History of Cultural Genocide," T. Skutnabb-Kangas and R. Phillipson, eds. *Linguistic Human Rights: Overcoming Linguistic Discrimination*. pp.141~158. Berlin: Mouton de Gruyter.
- 井出祥子 (1992) 「言語とアイデンティティ——多元主義世界における言語研究のもう一つのアプローチ」『言語』vol.21, No.10, pp28-33。
- 石原昌英 (1998) 「文化的・経済的・政治的支配手段としての「公用英語」」『ジャンルを超えて——米須興文教授退官記念論文集』pp.197-213、英宝社
- Krashen, Stephen (1997) "Why Bilingual Education?" ms.
- _____ (1998) "The Dropout Argument", ms.
- Linguistic Society of America (1986) "Resolution: English Only."
- _____ (1996) "Resolution: Linguistic Human Rights."

- Lucas, Tamara (1993) "Applying Elements of Effective Secondary Schooling for Language Minority Students: A Tool for Reflection and Stimulus to Change," ms.
- National Association for the Education of Young Children (1995) "NAEYC Position Statement: Responding to Linguistic and Cultural Diversity, Recommendations for Effective Early Childhood Education."
- Skutnabb-Kangas, Tove and Robert Phillipson, eds. (1995) *Linguistic Human Rights: Overcoming Linguistic Discrimination*. Berlin: Mouton de Gruyter
- 垣田直己編 (1981) 『英語科重要用語300の基礎知識』明治図書。
- Wang, L. Ling-Chi (1995) "Lau v. Nichols: History of a Struggle for Equal and Quality Education," D. T. Nakanishi and T. Yamano Nishida eds., *The Asian American Educational Experience*. pp.58-91, New York: Routledge.
- Weinstein, James (1990) "Is Language Choice a Constitutional Right?: Outline of a Constitutional Analysis," K. L. Adams and D. T. Brink eds., *Perspectives on Official English*, pp.273-279, Berlin:Mouton de Gruyter
- Williams, James D. and Grace C. Snipper (1990) *Literacy and Bilingualism*. London: Longman

註

Crawford と Greene の原稿はホームページ<<http://ourworld.compuserve.com/homepages/JWCRAWFORD>> より入手可能。また、Krashen (1997) と Lucas (1993) は National Clearing House of Bilingual Education のホームページ<<http://www.ncbe.gwu.edu>>より入手可能。LSA の二つの声明はホームページ<<http://www.lsadc.org>>より入手可能。

Abstract

Bilingual Education as a Linguistic Human Right

Ishihara Masahide

People of California have decided to eliminate public school bilingual education. This decision was made in June, 1998, when 69% of the total votes said "yes" to the proposition 227. This paper presents arguments for providing bilingual education to language minorities. It is reported that more and more non-English speaking students master English by being given instructions in their mother tongues. It is also known that bilingual education helps language-minority students better understand subjects including English. These findings support bilingual education. In addition, *Lau v. Nichols* decision made by the US Supreme Court in 1974 and the notion of linguistic human rights present argument for providing non-English speaking students with opportunities to learn their mother tongues and/or to have instructions in their primary languages. The conclusion is, therefore, the proposition 227 should be declared invalid.